

## 近世前・中期萩藩毛利家における「裏」の構造と老女制の成立

石田 俊

はじめに

近年、近世武士社会の奥向に関する研究が大きく進展している。

一九九〇年代以降、史料の発見・再発見が進み、ジェンダー概念の導入という方法的な深化もあつて様々な実証的な成果が積み重ねられ、それをもとに奥向の役割や職制について総合的に捉える試みも進んでいる。その中で福田千鶴は、奥向をケ（日常）の空間と再定義し、奥向の中に当主の日常の空間（奥向表方）と女性を中心とした家族の空間（奥向奥方）があると位置づけた。<sup>①</sup>福田の視角は男性役人も含めた奥向総体を検討する道を開いたという点で重要である。とはいえ、奥向奥方に限ってみても、いまだ研究すべき課題は多い。

柳谷慶子は、近世武士社会における奥向の役割を、第一に世継ぎの出産と養育、第二に他家との儀礼贈答を中心とする交際、第三に法事の執行という三点にまとめている。<sup>②</sup>これらのために集められた奥女中の職制や職務内容については、統括役の老女を中心に事務と

管理に携わる役女系列、主人の身のまわりの世話をし側妾ともなる側女系列、下働きの下女系列に大別される。<sup>③</sup>畑尚子は、家ごとの個性性に留意しながらも、大名家の奥女中の職制を、幕府女中の職制を規範としたAタイプ、老女・中老・側・次・末・半下を核とした単純なBタイプに分け、A・Bの差異を江戸城大奥との親疎に求めた。<sup>④</sup>福田千鶴はこれを発展させ、年寄（老女）の役割分掌がない基本型、年寄の役割分掌が進み表使を置く役女分掌型、上臈を最高位に置く公家風の江戸城奥向女中型の三類型に分けている。<sup>⑤</sup>これらは現在の研究の到達点を示すものといえよう。

ただし、これら先行研究は、大半が近世後期を論じたものであり、老女制の存在を前提としている点に問題を残している。近世初頭、幕藩権力は奥向（奥向奥方）の特殊化・分離化をはかり、その政治的役割を公的儀礼に限定しようとした。<sup>⑥</sup>一方、大名家にとって家の相続は決定的に重要であり、後継者の養育や財政面において表向と奥向は有機的に結びつき、一つの家として公権力を行使した。<sup>⑦</sup>近世後期の様相は、この二つの流れがせめぎ合う中で成立したものと

えよう。

とすれば、次の課題はそのせめぎ合いの具体的有様を検討する事となる。近年、近世初期において乳母が養君成人後表局となり、奥向に勢威を有した事例が報告されている<sup>8)</sup>。しかし近世前・中期については、乳母の影響力の低下は指摘されるものの、その構造の変化や老女制の成立過程等を含め、ほとんど何も分かっていないのが現状ではないだろうか<sup>9)</sup>。奥向の中心の、乳母から老女への転換は、奥向そのものの変化を象徴するものといえ、その経緯を実証的に明らかにしていかなければならない。

本稿は上記の課題について、萩藩毛利家の「裏」<sup>10)</sup>を事例として検討を加える。当該期の萩藩については、既に津田知子の専論がある<sup>11)</sup>。先駆的で重要な業績であるが、結果的に実態と離れた結論を導き出してしまったように思われる。特に問題となるのは、津田が主に依拠する「無給帳」<sup>12)</sup>の信頼性である。津田自身が明らかにしたように、特に十七世紀末以降、「無給帳」の女中の記載はほぼ同じ内容が書き継がれており、明らかに実態を反映していない。これについて津田は、女中名ごとに女中株が設定されており、女中名が同様でも実際の人格が入れ替わっていたためと推定し、そこから藩が女中のグループを管理できなくなっており、「無給帳」に記載がなくなる元文期以降、女中は藩の管理の及ばないところで独自に集団をなして存在していたと結論づけている。しかし、本稿で詳述する通り、実際には女中名自体が変わっている事は疑いなく、ただ「無給帳」

に反映されていないだけである。そして、奥向の動向が厳秘とされていた事を考えると、「無給帳」に正確な人事情報がない点をもって、藩全体として女中を管理できていなかったとは言えない。ここから分かるのは、裏を検討する上で「無給帳」の記載は不十分であり、特に情報の更新性という点で問題があるという所までである。津田の結論は、抜本的に再検討される必要がある。

以上、本稿は近世前・中期萩藩毛利家の裏について、特に乳母から老女制への転換を中心に可能な限り明らかにする事を第一の目的とする。そしてそれを手掛かりに、近世大名家全体における老女制の成立過程を展望するものである。具体的には、第一章で毛利家の縁組に関する特徴をまとめ、第二章から第四章にかけて、近世初期から十八世紀半ばにおける毛利家の裏の構造および変遷を段階的に追っていく。

## 第一章 近世前・中期における萩藩毛利家の縁組

本稿の末尾に附した表1～15は十七世紀～十八世紀半ばにおける萩藩毛利家正室・娘と付女中の一覧である。主に冠婚葬祭の諸史料から女中の職制・人数が末端まで記載のあるものを抽出した。ただし史料の限界により、近世初期の子女及び夭逝者は含んでいない。中老以上は判明する場合女中名を記し、記載がある分は給金・扶持米を加えた。その他の諸手当は省略している。なお、女中は主人ご

とにわかれて仕えたのであり、同一の空間で働いていたわけではない。江戸においては、原則として藩主・正室に未婚の子女が上屋敷等で同居し、隠居やその正室は中屋敷等に移る。婚姻した子女は婚家の江戸屋敷に入る。<sup>13)</sup>

注目すべきは、正室や婚姻後の娘の入用を萩藩が全額負担した事である。

【史料一】「皆姫様松平大隅守様江御婚礼一件記録」四六吉凶二〇二  
(島津継豊)  
大隅守様江御婚礼以後御裏御所帯此御方御持可被成儀ニテ無之、一式彼御方之御造佐ニ可被仰付儀故、御付人等迄当分之儀ニテ追而者御引せ被成儀候、唯今迄此御方御裏之儀茂御代々共ニ一式此御方被成御持、御里之被進物等之儀者一向御内証之儀ニテ御統方之方江者入不申候、尤此御方他江被成御出候御方々之儀、只今迄者いつれ茂御並分も御小身ニテ候故、御裏一式此御方御持被成候、是ハ右之通御小身之ゆへニテ候得者、大隅守様ニテハ一向此御方御裏之格ニテ可有之と存居候

享保八年(一七二三)、五代吉元娘瑞仙院と薩摩藩島津継豊との縁組(表14)につき、婚礼後の入用は薩摩・萩両藩より四千俵ずつ出すという薩摩藩の提案に対して萩藩の主張を記したものである。すなわち、萩藩正室の入用は代々萩藩が全て負担しているとし、嫁ぐ娘については、これまで相手が少身のため萩藩が負担していたが、瑞仙院は薩摩藩が持つべきで、瑞仙院付萩藩士もいずれば薩摩藩江戸屋敷より撤収するつもりである、とする。以後の経緯は省略する

が、結局は萩藩の主張通り薩摩藩が全額負担するものとなった。このように、遅くとも十七世紀後半から十八世紀初頭以降、萩藩は里付奥家老を送り返して正室の入用を全額負担する一方、嫁ぐ娘へは瑞仙院を除いて里付奥家老を置き、入用も全額負担していた。<sup>14)</sup>

【史料二】「法林院御忌記録」四六吉凶七七  
御届之事

野沢・磯野・浦路  
右老女中ニ被召仕候者之儀ニ御座候間御届剃髪被仰付被下候様ニ、尤如願被仰付候ハ、御屋敷内御長屋端ニ被差置被下候様、且浦路儀者内藤紀伊守様御家来岡助右衛門家元之儀ニ候へ者住居仕度段願出候事

須磨野  
右幼少被召仕御中老相勤候間御届剃髪被仰付被下候様奉願候、尤如願被仰付候ハ、孰成とも御屋敷内御長屋端被差置被下候様願出候事

宝暦十一年(一七六一)に没した法林院付女中の進退に関する史料である。萩藩では、主人没後に摘髪・剃髪する事を「御届」と称した。正室付女中の「御届」願書は萩藩に提出され、以後の扶持米も萩藩が払った。そして家族等がない場合、萩藩麻布下屋敷内の長屋に居住したのである。<sup>15)</sup>一方、瑞仙院を除く娘付女中も、後掲【史料九・十】にみられる通り、萩藩が「御届」を審査して扶持米を遣わした。<sup>16)</sup>このような中では、正室付女中の職制は萩藩の家風に従う

ものとなり、嫁いだ娘付女中の職制は、萩藩のそれを持ち出す事にならう。<sup>(17)</sup>この点に留意して、以下近世前・中期の裏の動向を具体的に論じていく。

## 第二章 毛利秀就室龍昌院と松坂

近世前期、萩藩毛利家は結城秀康からはじまる越前松平家一門と極めて深い関係を有しており、初代秀就から六代宗広まで、同一門と一度は縁組を結んでいる。<sup>(18)</sup>これには、初代秀就室龍昌院の存在が大きく関わっている。慶長五年（一六〇〇）、関ヶ原の戦いにより毛利家は防長二国に減封され、近世大名として生き残りを模索する事となった。翌々年には毛利秀就と結城秀康娘との縁組がかたまり、慶長十三年七月十七日、彼女は秀忠養女として毛利家の上屋敷に入興した。<sup>(19)</sup>当該期の毛利家にとって、この婚礼の意義は計り知れない。毛利輝元は秀就に「少も女房衆などの氣に不相儀候ハ、即上之御耳へも入候事ニ而候条、一大事者是ニ極候、只のもの、又者我等通之もの、裏方之様ニ心得候者天地違可申候」と訓戒し、龍昌院を「内心者御主同前」に接するよう促している。<sup>(20)</sup>家康・秀忠と直接つながる龍昌院は別格の存在であり、明暦元年（一六五五）没まで江戸屋敷の中心にあった。

婚礼段階の職制（表一）をみると、トップは上臈・局・介添で、ついで中臈頭がくるが、中臈の職名はみえない。若女房・小姓が側

役の中臈として中臈頭の支配に属したと考えるべきであろう。局については、輝元が没する寛永二年以前に没したようである。<sup>(21)</sup>

一方、秀就にも表局（福島元親妻、もと秀就乳母）がいたが、寛永十九年（一六四二）九月三十日に没した。<sup>(22)</sup>両局が没するなか、裏の中心となったのが松坂であった。松坂は、寛永十一年頃までには龍昌院付女中のトップとして龍昌院と表向との取次を行い、江戸城大奥への女使も勤めた。<sup>(23)</sup>毛利家では、寛永十九年七月に体系的な奥向法令がだされ、男女の区別や奥の出入が厳格化されている。<sup>(24)</sup>おそらく表局の病気を直接的な契機として裏のあり方が再編成されたものと考えられるが、その際に裏で出入を監督したのも松坂であった。

【史料三】「六道主殿助ほか連署覚（御裏向法度）」（遠用物近世前期 二二五二）

（端裏書）寛永十九年の制度遵奉事 年号不明（朱印「相濟」70）

### 覚

- 一、御裏向万事之御掟御法度之次第寛永十九年に被仰出候御ヶ條之趣弥無相違様ニ堅被仰付御掟を相守候様ニ下々迄可被仰渡事
- 一、只今令御裏様江新参之御上らう衆すゑく二至迄被召置候儀堅御無用ニ御座候、御逼白ニ付而被仰付御仕置ニ候俟、此中被召置候御上らう衆下々に至迄少々御差引をも被遊候やうに御座有度事

一、御うら様にて万事被仰付時におゐて之御用之事、只今之分二いつれにても申次第二相調候へハ物毎つまり不申大分之御造作ニ

成申候事おほく御座有へく候、松坂殿御下として御上らう衆二三人程、〔元後、奥家老〕南方宮内下として御彼官衆壹人被仰付、御用之申付手ニ被成御定、其者之申候より外ハ何事も不相調候やうに被仰付可然奉存候事

(十五条条略)

一、御うら様より御公儀向其外へ御音信物被遣候事、御逼白之内ハ能々差引被遊、御音信候ハても不苦所へは御無用ニ被成候やうに御座有度御事ニ候、勿論右之御音信物之儀者御自分之銀子を以被仰付御事ニ候へ共、いつれと御座候ても同御造作にて御座候ま、只今よりハ松坂殿一人のはからひ次第ニ被仰付候やうに御座有度事

付、御家中之者へ被遣候御音信物或呉服以下などのやうなる物被遣候事一円御無用ニ被成可然奉存候事

以上

七月二日

〔元妻、当役〕  
完道主殿助(花押)

(他六名差出略)

本史料は寛永二十〇正保二年(一六四三〜四五)〔25〕の江戸当役ほか連署覚書で、宛先はないものの藩主秀就への意見書と考えられる。本覚書は、この頃から深刻化してきた財政難をうけ、裏に儉約を求め、る事に主要な目的があるが、寛永十九年令を發展させ、裏の具体的な運営方法にも踏み込んだ点で注目される。ここでは、龍昌院の意向の伝達を、奥家老南方元俊から「御用之申付手」の被官、松坂

から「御用之申付手」の上臈衆〔27〕という二本のルートに簡素化する事が求められている。さらに、松坂は裏の贈答等の財政も取り扱う事とされた。当役ほか家老たちは、財政的困難に対し、松坂に権限を集中させる事で業務の効率化や裏の儉約を実現しようとしたのである。

慶安四年(一六五一)、秀就が没して十三歳の千代熊(綱広)が継ぐと、幕府との関係や家中統制に関して龍昌院の役割は大きくなっていった。その取次も、松坂がほぼ一手に引き受けている。〔28〕

十七世紀半ばには、奥女中の相続についても大きな変化が認められる。既に指摘されているように、近世初期の毛利家では、秀就表局に三百石の跡目相続が許可されたのを始め、勤功ある女中には跡目相続が許されていた。〔29〕ただし、秀就没後の慶安五年七月、あや(一人扶持)・さし(二人扶持)・乳付(一石八斗二人扶持)・さし(銀六十七匁三人扶持)に跡目相続が許されているように、この段階までの跡目相続は、特別な女中へ例外的に認められるものではなく、最下層の女中にまで開かれていたといえるであろう。この事は、職階や禄の上昇という形の「身上がり」〔31〕ルートがまだまだ整備されていない事も示唆する。むしろ用意されていたのは、低禄のままでも長年の勤務により家の創立を許され、家内部で尊敬と老後の安泰を手にする道であったといえる。

ただし、女中あちやについて、承応四年(一六五五)用状に「おあちや跡目存生より木原惣左衛門せかれニ被遣被下候様ニと御理り

申上候、然共女房衆御扶持之儀者御慈悲を以其もの一代ハ被遣候、跡目養子之儀者難被仰付との事<sup>22)</sup>とあり、秀就没直後をおそらく最後として、毛利家は女中の跡目相続を原則禁止とする方針に転換した<sup>23)</sup>。これは延宝期に明文化される。

【史料四】「加判衆連署条々写」(『山口県史料編 近世2』)

条々

(中略)

一、御扶持被遣候女中之跡職前々ハ御断之品ニよつて被立遣候へ共、向後ハ女中之跡職御理申出候共被立遣間敷之旨被仰出候、但御心入有之而跡職被立遣者之儀ハ各別之事  
付、御扶持被遣座頭之跡目右同前之事

(中略)

右之通今度被仰出候間、面々可被得其意候、以上

巳七月十三日

(福原次、当役)  
福隠岐

(他四名差出略)

これまで女中の跡目相続を内容によつては許可してきたが、以後は原則認めないとする。萩藩の家臣団数は、十七世紀半ばから十八世紀前半にかけて漸増しているにもかかわらず、女中由来の新家が制限された事は注目される。これは多くの女中にとつて、奉公のゴールが失われた事を意味しよう。ただし、藩主の心入という例外規定がある点は留意する必要がある、藩主の恩寵を受けた女中には跡目相続の余地を残すものであった。

以上、十七世紀前半から半ばにかけて、奥向奥方の分離化・特殊化の進展や、寛永の飢饉等による財政難への対処は、多くの大名家において奥向改革を必然化したと考えられる。毛利家における奥向改革は、当主付表局・正室付局両者の不在に加えて正室籠昌院の特殊な立場や幼少当主の継承といった個別事情により、松坂個人に権限を集中させる形で実施され、裏の出入の厳格化、儉約、そして女中の跡目相続の原則禁止という形をとる事となった。その結果、女中の奉公のあり方も変革を余儀なくされ、女中の禄は一代限りという原則に則つて職制の整備が進む事になる。

### 第三章 三女中制と裏の基本的構造

二代綱広室高寿院には改めて上臈・局に介添と考えられる三室が付けられ、年寄や次女中等基本的な職制が出揃う(表2)。後室昌寿院付女中の職制は簡素だが(表3)、これは昌寿院が妾より直つた事によるものであろう。三代吉就室長寿院からは、職制の変遷がある程度確認できるように(表4)。職務の詳細については、元禄十六年(一七〇三)養心院入興時の規定が残る。

【史料五】「小石君様御縁組御結納一卷」四四三賀一三

一、女中勤方左之通之書付逐日土屋右衛門八持參被仰付、上臈<sup>(介添)</sup>・民部卿・御局・御年寄江申聞せ候、御中老已下惣女中江之書付ハ御局うけ取末々江申聞せ候事

上臈

右しらう勤方ハ、惣而姫君様御名代之役にて不断御傍をはなれ  
(兼心院)  
す、御聞江たつし申ほどの儀ハ下二てとくと被承届、存寄有之  
候得は詮儀被致、又姫君様江も被申上候品候得は被申上御役二  
候、御年若之御時分ハ御男客様御相對被遊候ても上の御直御挨  
拶ハ無御座、上臈御請答御挨拶被致候、又いつれそ御目見など  
被仰付候節猶以御脇分御意をも被申御鬨斗さはき致し被差上、  
御手自被遣候方へハ被遣、又御使から二より御名代二上らう御  
のし遣シ被申事も有之候間、御出入之人から御目見通りかね  
く詮儀仕被置可然候、御盃事之時分ハ御規式事上らう被致御  
酌候、常々とても何事候ても御代を勤被申事候

御介添

右御介添ハ上らう相統御傍はなれす上の御身之上見合被申何と  
存寄之事候へは申上、尤上らう若き事二候間民部卿万事氣を被  
付御客又は御目見衆なと有之時上らうに差統御挨拶被申上、上  
らう挨拶被申残事ハ民部卿挨拶被申、惣而上らう被申談欠目之  
時ハ御介添勤被申候事

御局

右御つほねハ御表之当役同前二て候、御裡一切之事何事二ても  
御つほね被承届達御聞候儀ハ御傍二上らうを置御直二伺被申、  
又事二より上らううかかひ被申候事も可有之候、御所帯之事、  
一切御裏一卷之事何によらす都合御つほね承不被申候てハ何事

も澄不申候間万事心遣可被仕候、外江の御書又御返書等迄も御  
右筆之好見合被仕、惣之女中之事ハ上らうを始末々迄、事二よ  
り又女之事迄も承届御奥向之作法能様二被致心遣、人のにくミ  
にかまハす御為宜様沙汰被申、尤慈悲をも加依怙巖肩無之善  
と悪た、しく被致候ハてハ大勢之女中下知きけ不申候、何ぞ存  
寄候事候ハ、其品により上らう・御介添二被致相談、又品によ  
り上山右衛門・天野九郎左衛門へ被致談合候ても澄不申候ハ、  
(泰政、奥家老)  
(友時、奥家老)  
早々御表年寄中へ被申答二て候、御裡一卷之事何事二ても無遠  
慮差引被致候事

御年寄

右惣女中都合人、若キ衆之差引も被仕候、御表二て御手廻頭同  
前之事情、諸所江の御勤事被致沙汰晩々ニハ其日く之少之事  
迄も日帳ニ御右筆衆ニ書付せ御表使も相添御勤事被致沙汰候、  
御祝日などニハ前之晩分御使者旁之沙汰致、御局江見せ受差図、  
達御耳、御表使御口上を承福嶋弥右衛門江申渡、(興延、取次)  
弥右衛門分致沙汰候、御年寄役ハ惣女中内証向之事迄世話二致万事無作法二  
無之様差引、奉公人被召出候時分の見合、御いとま被遣候時の  
沙汰迄被仕候、惣而御局と一和し万事被致内談被相務候事  
右之通御家格之事情間、女中衆其役々被申談、姫君様二も被聞  
召被成下、御意候ハ、御為宜様御心遣可有之候、御所様御格二  
て参間敷事候ハ、可被仰越候、又々存寄可申候、以上

御中老

右御配膳被相勤候、御膳之儀ハ前之晩ハ御献立御膳夫ハ御すへ頭・御半居間を以差出候へは、見合沙汰被仕候、御膳被召上候上三人衆・右衛門・九郎左衛門江被付届、御昼・御夜食間(上臈介奉局)之御菓子等被召上候ても右兩人へ被聞せ候上、女中之内御朝夕替り々御相伴被仕候事

御納戸

右御古衣類ハ不及申、呉服類何によらず絹切等迄御道具小々の御手廻道具ニ至迄御納戸衆請仕候、尤金銀日々の御用相と、のへ夜々被致勘定、御局被承暮ニ至御つほね御算用相極御帳仕立印判突被申候上御帳かたまり申候、少々草そうし等こまの物迄しまり念被入候事

一、御小納戸銀請払之儀ハ御納戸衆ハ書付之扣を以御銀子方役人相頼、福嶋弥右衛門見合御帳かたまり兩人奥判仕被差出、御局奥判、大奥右衛門・九郎左衛門印判突申候事

御手長・御小姓

右御前相詰毎朝御二之間ハ上御納戸迄も御次衆加り掃除等仕、御三之間ハ御次衆、御茶之間ハ同所役人・御中居・御半下加り掃除仕候事

御次小姓

右御相伴通り之御通ひ御音信物・献上物等御前へ持出、御年寄・御表使間披露、御茶之間へ通り申候、男客迄之給仕も仕候事

御すへ頭

右御茶之間已下の差引仕御音信物・御到来物取さはき、御客御馳走之事御次廻り一切心遣仕、尤御始末之事心遣可仕役二候事  
養心院付女中の多くは京都で萩藩が新規に採用し、その禄も「御家二てハ古来ハ被遣来候格」、すなわち萩藩の先例に拠るものとされた。「小石君様御居形之儀、京都之格も可有之候得共、此御方御受引已後者万事御家之旧格を以其沙汰被仰付儀候間、女中并面々御方之儀も不可有相違候」とあるように、これらの職制は公家社会と異なる萩藩の家格として示され、養心院や付女中は万事それに従うべきとされた。

最上位の上臈は、正室の側を離れず名代を勤め、儀礼の補佐とともに情報を集積・取捨選択する取次役であり、介添が上臈を補佐した。萩藩の上臈は判明する限り公家出身である。<sup>36</sup>なお、養心院は江戸城大奥へ女使を派遣する資格を持ち、上臈や介添がそれを勤めた。局は表向の当役にあたりとされ、財政・人事・対外交渉等を総攬する。そして局には、主人に幼少から仕えた乳母が就任した。これは主人と局の間に強い人格的つながりをもたらし事になる。<sup>37</sup>年寄は表の手廻頭にあたり、人事を中心に局を補佐した。年寄までは裏判役が直接申し聞かせ、中老以下には局より伝達された事から、中老以下は局指揮下の側役とみなせよう。中老は配膳役、納戸は財政係で、小姓・手長は側勤めとともに御前近くの掃除も担当する。次小姓は献上物等について上位女中と下位女中を取り次ぎ、末頭は茶之間以下の支配役である。詳細な説明はないものの、史料中には表使や右筆

の職名もみえる。彼女らは納戸や小姓・手長とほぼ同格であり、史料によっては彼女らを一括して側と称することもある。

養心院入興以降、女中の上位三人を「三女中」と称する例が頻出する。元々は上臈・介添・局の三職を指したものである。初めて撰家出身の正室を迎え、萩藩の家風への取込が課題となる中、龍昌院以来の職制が再定義・明確化されたのが三女中制であった。

一方、十八世紀初頭までの藩主付女中の職制は、正室付や娘付ほど明確ではない。人数が末端まで分かるものとしては、貞享二年（一六八五）二代綱広隠居後の付女中として濱尾以下十四人、「無給帳」に吉就付として掲載される岩尾以下十五名前後等であり、主人の側仕えを中心とした簡素な体制であったと推定できる。上臈や介添は確認できず、儀礼面での名代・教育係であった彼女らは、基本的に女性のみが付いた職制とみなせよう。

藩主付表局にはやはり乳母が任じられた。近世大名の男子は奥向奥方で育てられ、成長とともに表方に移り、男性により読書や武芸を教育される<sup>39</sup>。それにつれ、乳母の役割も養育から表局としての管理・運営へ移行すると考えられよう<sup>40</sup>。例えば岩尾は、寛文八年（一六六八）吉就誕生直後に付けられ、元禄七年（一六九四）吉就没ま<sup>41</sup>で仕え続けた。元禄四年に萩に戻った際には百両五人扶持を二百両二十人扶持に増<sup>42</sup>されており、破格の高禄であった。藩主の恩寵をうけた表局は、裏において特権的な立場を有したといえよう。

【史料六】「諸事少々控」三一小々控五（一二の三）

一、昌寿院様御死去ニ付被召仕候女中衆之儀ニ付、江戸御留守居ニ

被為置候口羽助之進分申来候ハ、御死去被成候てハ女中之儀不被為入儀ニ付、いか様とも御かたつけ被成可然と高須平七<sup>（江戸藩判位）</sup>・吉田八右衛門内談仕<sup>（昌寿院 奥家老）</sup>両御前様江相伺候処ニ、御三十五日過候

ハ、被成御沙汰、御暇被遣女中之分ハ御法事已後御暇可被遣との御事ニ付而平七・八右衛門・岩尾申談、両御前様へ岩尾を以相伺候処ニ、御姫様方御無人ニ付此間御人かけ目ニハ昌寿院様衆御雇かし被成相済候へ共、此已後ハ左様之儀も不相成、御部や／＼ちり／＼ニ被成御座、此間之御人数ニてハ不被為成、其上年比之者とてもおちの人分ハ無之、此已後御心安御間分御使など被進候ても相對仕者も無之、太鉢も若者斗御部や／＼ニ居候てハ如何ニ被思召候との御事ニて被遊御吟味、女中之内差引被仰付之由ニて其段口羽助之進分申来候趣左ニ記之

元禄三年、綱広（既に没）継室昌寿院没時、付女中の進退に関する史料である。藩主吉就在国中のため、裏判役・奥家老と岩尾が協議し、岩尾をもって正室長寿院および宝心院（昌寿院娘）の意向を聞いた。二人は、娘付女中が不足の場合は昌寿院付女中を貸していただくため、全員暇を出すと不都合であるとして残し人の検討に入っている。女中は基本的にはそれぞれの主人に仕える別個の集団であるが、萩藩は正室の入用を全て支出して里付奥家老も置かなかつたため、主人間の垣根が低く、女中の貸し借りが容易であったと考えられる。これは、表局の勢威を高める事にも繋がった。藩主留守中に奥

女中全体に関わる問題が生じた際には、表局が表向と協議の上（おそらくそれぞれの上臈や局を通じて）正室や娘に言上したのである。むろん、全体を把握していたとはいえず女中である表局が判断できる領域は限られており、最終的な決断は正室ら藩主一族が下した。

このように、三女中制のもとで上臈・介添が正室の教育や儀礼関係、取次を担当し、正室付局が年寄の補佐のもとで正室付女中を統括する一方、表局が特権的な立場でもって藩主付を含む女中全体を統括するのが当該期における萩藩裏の基本構造であったと考えられる。

#### 第四章 三女中から老女中へ

表4～7及び表12～15をみると分かる通り、上臈・介添は不在となっても再任されず、年寄がその席を埋めた。十八世紀前半以降には、そもそも三職を置かない場合も増え、裏の上位はほぼ年寄が占めるようになった。上臈や介添は京都から招聘する手間も含め、財政的負担が重しとなった可能性が高い。彼女らの主な仕事は正室若年時の名代や教育であり、その成長とともに必要性が下がるものでもあったであろう。

#### 【史料七】「泰桓院吉元公様御逝去一事」四六吉凶四七

- 一、御経一部 法林院様三女中 相坂・鳴尾・沢井  
 一、線香一折 同御中老女中 飛鳥・つろ・すま

一、菊花一桶 同御傍 女中九人

同御表使 女中式人

一、御経一部 長寿院様三女中 広瀬・時田・藤江

一、同一部 同御中老女中 さえ・浦野

(中略)

上々様方御付之女中其外へ被下物之事

一、御染呉服壹ツ充

法林院様老女中相坂・同鳴尾・同沢井・同御納戸飛鳥・御納戸つち・御表使藤井・長寿院様老女中広瀬・同重野・同藤江・同さゑた・同浦野・

養心院様老女中若山・同戸沢・は、先老女中瀧井・同春尾・同須磨野・

幸橋老女中清橋・同浦津・真寿院様老女中浦路・同清見・大膳様御乳人お

すま・寧姫様女中いつ・同つれ・同野田

#### 【史料八】「養心院様御忌記録」四六吉凶七六

御中老 松岡

右御届被仰付候様ニ御在世之間御思召之儀有之御内々ニ而御暇被遣候、乍然数年御年寄役をも相勤候故御暇之上ハ御扶持方可被遣御約束ニ付、先々ハ御在世之被仰聞相立候様ニとの願ニ付御届被仰付御恩御扶持方其外共只今之通身柄片附候迄被遣候事史料七は享保十六年（一七三一）没した吉元の法事における女中の供物および形見分の書上で、法林院付相坂・鳴尾・沢井、長寿院付広瀬・時田（重野）・藤江はいずれも年寄であり、三女中とも老女中とも称される。そして、法林院中老の飛鳥・つちは納戸を兼ね

ている事も確認できる。<sup>(43)</sup>次に史料八は元文四年（一七三九）没の養心院付女中の「御届」に関するもので、松岡は中老でありながら年寄役を勤めていたという。

このように十八世紀前半以降、上臈・介添の不在と年寄の増加により三女中という名称は実態にあわなくなり、老女中や年寄女中という呼称が頻用され、局がいる場合も老女中の一員として把握されるようになる。そして側役であった中老の立場が上昇し、年寄に次ぐ役女中としての側面も持つようになっていった。表にみえる女中の禄を比較すると、上臈の不在により禄の上限が抑えられる一方、年寄・中老の禄は上昇傾向にある事が読み取れる。老女中の禄は平準化され、対等な立場に近づいていったと考えられよう。これらの背景として、中老を経て年寄に達する職階の成立を指摘する事ができる。

【史料九】「享保六年宝心院逝去の先例ほか」遠用物近世後期三九二

（七四―五九）

浄徳院様御逝去之節

春尾

右麻布御部屋住之節七才御奉公申上、今年迄四十九年相勤、

親茂無之如願御届被仰付剃髮被差免候

須磨野

右五歳今被召出今年迄三十九ヶ年相勤候二付如願御届被仰付剃

髮被差免候

御中老 織江  
右三十五年相勤其上年齢も七十歳二罷成近ク親類茂無之者□付  
如願御届被仰付候

御側こぜ はな

右麻布御部屋敷今年三十四ヶ年相勤親茂無之者二付如願御届被  
仰付候

【史料十】「元文二年浄徳院逝去の先例ほか」遠用物近世後期三九二

（七四―六〇）

浄徳院様御逝去之節

御中老 きや

右拾七ヶ年相勤御譜代被仰付候通度々被成御意、御一生御奉公  
可申上段御請申上候付達而御届之儀申上候得共御届不被仰付  
候、尤身柄片付候迄ハ御扶持方計被遣候との事

御側 よも

右幼少今被召仕別而被加御不便候もの二付、身柄有付候迄ハ御  
扶持方野菜銀等被遣候様二御裏年寄今申出候、其身有付候迄ハ  
御扶持方計可被下との事

御次 ゆら

右御勤年数も頓二明候へ共、御譜代二被差留別而被加御不便被  
召仕候二付、有付候迄ハ御扶持方野菜銀等被遣候様二御裏年寄  
今申出候、身柄有付候迄ハ御扶持方斗可被下との事

主人没後の「御届」について先例を調査した史料で、元文二年に

五十一才で没した浄徳院(表12)の例を抽出した。七才から仕えていたという春尾は、元禄四年(一六九二)に次衆としてみえるかやでないかと思われる。宝永二年(一七〇五)浄徳院入興時に中老となり(この時、はなは瞽女となった)、享保八年までに春尾の名で年寄となっている。五才から仕えた須磨野の初出は享保十六年、既に年寄となっている。当然、もとは中老以下であったろう。同年には織江・きやが側女中、ゆらが次通として登場する。<sup>44)</sup>年季奉公だったきや・ゆらは一生奉公に切り替わり、織江ときやは中老へ昇って元文二年を迎えた。

ここからは近世初期と異なり、職階を踏んで出世する女中の姿が見える。前述のように、女中からすると、跡目相続の原則禁止は奉公の最終目標が失われた事を意味する。彼女たちのモチベーションからしても、一代限りという原則に対応した「身上がり」ルートが整えられていく必要があったと考えられる。史料的に裏付けることは現状困難だが、老女制の背景の一つに、こうした女中側からの要請を想定することもできるのではないか。中老や次女中は職務・職階において上位と下位を繋ぐ位置にあり、これらを足がかりにしての出世を可能にした。下位女中は多く年季奉公となっていたが、一生奉公に切り替えた一部は一代限りという大原則のもと、経験と能力により段階的に出世し、年寄に至る。実力を備えた年寄の育成により、上臈・介添の業務を代替する事も可能であったのではないだろうか。

この時期には、正室付局のみならず、藩主付表局も年寄同格となっていく。

【史料十二】「諸事少々控」三一小々控一〇(一一の六)

一、(中略)寛保式戌三月八日の飛札を以御国毛利筑後・

毛利大蔵・山内縫殿方江江戸毛利宇右衛門・榎本遠江(就久、国元加判)申遣候

ハ、御表局事、殿様御出生之時節(元久、当役)ハ被召出数年御乳差上之段々

被逮御成長、其後御出府之節江戸被召登御誕生之砌引続今以

昼夜相勤御馴染之事ニ付御心安被召仕遂苦勞候、奉对上ニ御局

ニ準候人柄外ニ類茂無之段委細御存知之通御座候、先年岩尾方

御仕成之筋も有之候へ共、其節之趣とも違ひ御時節柄旁只今左

様之見渡茂難相成儀御勘弁之前御座候、然共御局身柄各別之勤

功尋常ニ可準儀ニて無之ニ付、かきと御賞美之御沙汰茂御座候

ハ、弥有難御奉公之励ニ茂可相成事ニ候故、其段致僉議見候処、

只今御局江被下候御恩扶持直様子共江被遣候様ニも絶而不成

御大法不能申候、縦浪人の子共有之候とても御局勤功計ニて新

規ニ被召出候様ニハ当時容易ニ難被仰付儀ニ御座候、然処ニ御

局末子筒井源三郎事、享保十三年ハ御側被召出上御幼年下幼少

ハ御奉公仕、久々遂苦勞(中略)右之通御局勤功抽類も無之、

次ニ源三郎身柄勤功茂各別之儀候条、御心入を以源三郎事只今

被遣候御小姓扶持ニて新規ニ被召出、各別ニ被召仕候様ニ茂可

被仰付歟と被思召候、御時節柄且外江之当り相ハ有之間敷哉、

下ニて与得僉議仕見候様ニと遠江江被成御意候

六代宗広表局茂山（河野伊右衛門妻）はやはり元乳母【史料七】のすま）である。宗広の安息所としての役割も果たした彼女の勤功は拔群であったが、岩尾のような待遇を与える事はできなかった。かといって、子供を取り立てて新家を創立させることも「絶而不相成御大法」である。そこで寛保二年（一七四二）、宗広は茂山末子源三郎が河野家から筒井家に養子に入つて小姓に召し出されていた事を利用して、母子合わせての勤功であれば法に背かず取立が可能か家老に審議させた。以後の経緯は省略するが、結果として宗広の意向通り、筒井源三郎は河野右内として新家を創立し、筒井家には別の養子が入つた。

この時期には、表局の特権的地位は制限されつつあつた。茂山の禄は正室付年寄と同じ（表7）二十両五人扶持<sup>45</sup>であり、岩尾とは比べるべくもない。寛保三年（一七四三）には、萩で宗広実母扱いの永昌院が没したため表局茂山が萩に戻り、かわりに老女岡野が江戸に來た。表局の職務を老女が代替し得た事實は、表局の職掌が老女並となつていった事の証左といえよう。表局は裏全体を統括する立場から、藩主付老女としての性格を強めていた。宗広没時における江戸の藩主付女中の職制をみると（表16）、やはり老女中を中老が補佐する体制が成立していた事を見て取れる。

【史料十一】でも言及されているように、藩主の心入であれば例外的に認められていた跡目相続も、元文六年（一七四一）以降、さらに厳しく制限されるようになっていた。

【史料十二】「延宝五年御書付写」四〇法令二二

女中并座頭之跡目被立遣間敷之旨本書之通被仰出候へ共、御心入を以跡職被立遣候者之儀者各別与有之ニ付、其後跡目被立遣候者茂有之、且又子共・兄弟等各別ニ御恩被遣被召出候者茂有之候、然処此度初嶋勾当世忤之儀、御先代御沙汰筋被仰聞置候趣を以各別ニ御恩被遣被召出候儀ニ付、改而御吟味之上此者を限りニ被仰付、此已後者御心入之者たりとも女中・座頭之跡目不被立遣段者不及申、子共・兄弟等各別ニ被召出候儀茂一切可被差留之旨被仰出候事

付、女中・座頭之内子共致所持、其子茂若勤功有之ものニ候ハ、其節御僉議之上親子之勤功御持合せ各別ニ御恩被遣被召出儀茂可有之候、雖然女中・座頭持懸り之御恩相続を者不被仰付候事  
元文六年西二月

本史料は、延宝五年書付【史料四】の写に添付された貼紙で、元文六年の制度変更を注記したものである。<sup>46</sup>藩主の心入という例外規定を削除し、女中・座頭の跡目相続をほぼ完全に禁止した事が分かる。この背景には、心涼院に幼少より琴を指南していた座頭初嶋をめぐる問題があつた。心涼院は初嶋の跡目相続について父吉元に懇願し、吉元も初嶋に男子誕生の場合は見捨てないと約束した。その後初嶋に男子が産まれたため、吉元は先代吉元の心入として跡目相続を認めた。<sup>47</sup>これを機に、座頭・女中の跡目相続を今後一切認めないと明言したのである。女中と座頭は、幼少から藩主一族と密接

に関わり、その恩寵を得やすいという点で共通する。女中の跡目相続のほば全面的な禁止が、藩主一族による恣意的取立が問題視されるなかで成立した事に注目したい。<sup>(48)</sup>

【史料十三】「御局御恩銀詮議事」遠用物近世後期一四七(三八―三二)

(端裏書：「寅八月十四日及御聞、此通可被仰付との御事」)

一、此度御俸約二付而御局御恩等之五割増不残引ヶ候地方之積ニ御座候故、左候而ハ御局難儀之事ニ付、五割増之内式割減シ三割増ニ可被仰付哉之由先頃及御聞、其通可被仰付旨ニ付其段地方江申達候処、御国江戸其外都而割増之分ハ此度不残御引せ被成儀候処、御局御恩等計三割増ニ被仰付候而ハ此度之御仕法不相立御仕組之崩レニ相成之由申二付、於然者御局御恩之外駕籠夫料・合羽挟箱持夫料被立遣候内引せ候而三割増相立候様ニ与及相談候得共、替物有之候而茂五割増不残引ヶ候ハてハ兎角御仕法難相立由重畳申事ニ御座候間、御局五割増銀之儀者御引せ被成之外御座有間敷候、尤右之通五割増引ヶ候へ者今年分之御馳走ニ付女中恩扶持老割引ヶ与申引ヶ銀者無御座候事

延享三年(一七四六)の財政改革に関わる史料である。表局茂山の禄二十両五人扶持は、実際にはそれまで五割増で渡されており、駕籠夫料等の手当も支給されていたという。正室付年寄と同禄になった茂山に対し、表だつて高禄を与えるかわりに、内々の優遇をしたのである。藩主の恩寵は、法の制限の中で内々に与えられるものとなっていた。しかし「御国江戸其外都而」にわたる財政改革に

より、それも抑制されていく。

このように、女中の跡目相続を禁止し、藩主の恩寵を抑制する動向は、藩主の恣意的取立を制限する「御大法」や、「御国江戸其外都而」を対象とする財政改革の中で進んでいた。そもそも、女中の跡目相続は裏で完結する話ではなく、大名と家中との主従関係に直結する。女中の禄を初めとする裏の財政も、藩財政全体のなかで相当の比重を占める。<sup>(49)</sup> これらの処理は藩主の恣意によるのではなく、表向の基準からしても理屈がたつだけの客観性・公平性を有するべきものとされたのである。これは、乳母直りの局を中心とした体制から、客観的に職階を登り、役職に応じた禄をうけとる年寄中心の体制へと役女中の性格を転換させる事を促し、老女制を成立させる要因として機能したと考えられよう。

とはいえ、【史料十二】でおそらく茂山の案件を見越して母子の勤功による取立に含みを持たせ、実際に河野右内の取立が認められているように、藩主の恣意的取立を完全に排除することはもとより不可能であった。これ以後、八代治親誕生時から仕えていた老女繁岡が「女中之名跡被立下候段至而六ヶ敷事」ながら「各別之思召を以」養子相続が認められているように、女中の跡目相続を禁止する「御大法」は完全に守られたわけではない。<sup>(50)</sup> ただ、繁岡も含めて藩主付女中に表局という職名は以後確認できず、老女と称されている点を重視したい。老女制においては、主人と人格的つながりの強い老女と、職階を昇ってきた官僚的な老女が併存し、矛盾をはらみながら

運営される事になるが、まずはその両者が立場上同じ老女として把握されていく事が重要であろう。

以上、十八世紀前半から半ばにかけて、上臈・介添が不在となり、局が老女中に組み込まれていく一方、中老の立場が上昇した。中老から年寄へと出世していく客観的な「身上がり」ルートが整えられ、能力と経験を有する老女中が正室付女中の中心となった。藩主付表局もその特権を抑制され、立場上は年寄並になっていく。その結果、相互に比較的对等な老女中を中心として運営される女中集団が主人ごとでできあがっていった。これをもって、萩藩における老女制の成立とみなすことができよう。

#### おわりに

萩藩毛利家では龍昌院の婚姻以降、上臈・介添・局の三職制をとったが、十七世紀前半から半ばにおける奥向改革を主導した松坂は、幅広く裏を統括した。十七世紀半ば以降、女中の跡目相続が制限されるようになるとともに職制の整備が進み、十八世紀初頭には上臈・介添・局の三女中を核として、年寄が局の補佐をし、中老以下が側役として奉仕する体制が明文化された。一方で藩主付女中については、藩主の恩寵をうけた表局が勢威を持ち、裏全体を統括する立場にあった。十八世紀前半以降には中老の地位が上昇し、中老から年寄へと昇る職階が整えられた事で、経験と能力を有する年寄の育成

が可能となった。上臈・介添は次第に設けられなくなり、局も老女中に取り込まれ、相互に比較的フラットな複数の老女中が上位を占めるようになった。同時期には藩主付表局も特権を制限され、立場としては年寄同格となり、老女中が主人ごとに裏を運営する老女制が成立した。これにより、一生奉公を選んだ女中は老女へと至る「身上がり」を励みに、一代限りの奉公に精をだすこととなった。

以上のような裏の動向は、表向における「人」から「職」に基づく支配への転換<sup>52)</sup>を想起させるものであろう。むしろそこからの「隔離」が目指された奥向奥方では条件が異なり、単純な延長線で繋ぐ事はできない。奥向奥方の「隔離」を理念上維持しつつ、一定度の客観性・公平性も備え、かつ家の相続から女中を原則的に切り離れた上でその自己実現の場として機能するという条件を満たすものとして現出したのが近世大名家における老女制であった。近世後期には、老女制はそこにいたる「身上がり」コースとともに完全に一般化していた事<sup>53)</sup>を考えると、萩藩毛利家の事例は一定度の普遍性を持つものと評価できよう。老女制へ移行する時期は家によって前後するであろうが、現在報告されている範囲では、やはり毛利家同様十八世紀前半から半ばと推定できるものが多い<sup>54)</sup>。各家の個別事情を踏まえ、厳密な検討を行う事が第一の課題となる。例えば、女中の跡目相続の制限の強弱が老女制成立の時期にどのように関わってくるのか、さらなる検討が必要であろう。

仮に老女制成立の画期を十八世紀前半から半ばにおいた場合、当該期の歴史的意義が問われなければならない。徳川吉宗は表向と奥向の区別にとりわけ厳格であったといわれ、江戸城大奥の改革を行い、綱吉期から家継期において増加傾向にあった公家出身年寄の数を抑え、年寄そのものも三人にまで絞った<sup>56)</sup>。それまで江戸城大奥の公家出身女中は上臈となり、一部が年寄を兼ねる形であったものを、上臈年寄という職制に再構成されたのも吉宗期である。こうした吉宗政権期における政治姿勢や江戸城大奥の変化が、婚姻や、女使等

による贈答儀礼を通じて大名家に影響を与え、外から老女制の成立を促したと見通す事はできようか。吉宗の大奥改革自体を享保改革全体に位置づける作業も含め、厳密な分析が必要である。

関連して、上臈のあり方やその変化も、今後深めるべきテーマである。福田千鶴は、上臈の有無をもって公家風の江戸城奥向女中型の指標とし、上臈は徳川將軍家や三家・三卿、または公家の娘が大名家に嫁ぐ場合に付けられたもので、通常の大名家に置かれた職制ではなかったとする<sup>57)</sup>。しかし、萩藩では上臈を含む職制を公家社会とは異なる「御家格」(史料五)としており、松江藩や久保田藩の事例<sup>58)</sup>をみても、近世前期の上臈はより広範な大名家で設置されていた可能性が高く、その位置づけが異なっていた可能性がある。上臈と家格との関係、および上臈が設置されなくなっていく背景についても、より詳細に明らかにしていかなければならない。

この他、萩藩毛利家の検討に関しても、近世後期との接続、国元

の奥向との総合的把握、側室制度の成立過程等、いまだ課題は多い。今後を期したい。

- ① 福田千鶴『近世武家社会の奥向構造』(吉川弘文館、二〇一八年)。
- ② 柳谷慶子「武家のジェンダー」(大口勇次郎他編『新体系日本史九 ジェンダー史』山川出版社、二〇一四年)。
- ③ 福田千鶴「近世後期における奥向構造」(同著前掲『近世武家社会の奥向構造』)。
- ④ 畑尚子『徳川政権下の大奥と奥女中』(岩波書店、二〇〇九年)一九三―一九七頁。
- ⑤ 福田前掲「近世後期における奥向構造」。
- ⑥ 長野ひろ子『日本近世ジェンダー論』(吉川弘文館、二〇〇三年)。
- ⑦ 福田千鶴「近世中期における奥向構造」(同著前掲『近世武家社会の奥向構造』)、高野信治「大名と藩」(『岩波講座日本歴史 近世2』二〇一四年)。
- ⑧ 萩藩毛利家における毛利秀就乳母(丹正貴和美「十六世紀における毛利氏の「おち」のあり方」(『京都橘女子大学大学院研究論集』一、二〇〇三年)、徳川將軍家における春日(福田千鶴『春日局』(ミネルヴァ書房、二〇一七年))等。
- ⑨ 乳母の地位の低下については、山本博文『大奥学事始め』(NHK出版、二〇〇八年)五四―六一頁、根津寿夫「徳島藩蜂須

賀家の「奥」(『史窓』三八、二〇〇八年)、高田綾子「徳川幕府における〈乳母〉」(竹内誠ほか編『論集大奥人物研究』東京堂出版、二〇一九年)等。近世中期における奥女中の職制を扱った貴重な研究としては高橋博「大名家の奥附に関する一試論」(『学習院史学』四四、二〇〇六年)があり示唆に富むが、事実関係の指摘に留まる。この他、松崎瑠美「近世武家社会のジェンダー・システムと女性の役割」(『歴史』一〇三、二〇〇四年)、同「近世前期から中期における薩摩藩島津家の女性と奥向」(『歴史』一一〇、二〇〇八年)、清水翔太郎「近世中期大名家における正室と側室」(『歴史』一二二、二〇一四年)等が近世前中期の奥向を扱うものの、論の中心は正室・側室や子女の動向であり、奥向の内部構造には及んでいない。

⑩ 萩藩では福田のいう奥向奥方を「裏」と称した。ただし、その厳密な定義はなおも今後の課題としたい。

⑪ 津田知子「萩藩御裏女中と集団」(『山口県地方史研究』七八、一九九七年)。以下、津田の見解はこれによる。山本前掲『大奥学事始め』一七一一―一七四頁にも若干言及がある。

⑫ 山口県文書館蔵毛利家文庫五二給禄。以下、本稿引用の史料は断りない限り同所蔵であり、記載を省略する。

⑬ 例えば六代宗広室融芳院が桜田上屋敷に入興した際には前三代の正室が存命で、長寿院が麻布下屋敷、養心院が京都河原町屋敷、法林院が新橋中屋敷に付女中とともに居住していた。この

点からも、女中が藩の管理下を離れて独自に集団をなす状況にはない。

⑭ 初代秀就室龍昌院には、「御裏様遣方」「御裏様呉服代」として寛永九(十三年)で計一万二千石程が支出されている(山本博文『参勤交代』(講談社、一九九八年)一六六頁)。二代綱広室高寿院には実家福井藩より奥家老富永治左衛門が付けられ、萩藩より仕渡銀三十貫目が拠出されたが、額から考えて福井藩との分担であった可能性もある(『古記録』五五旧記二、寛文元年八月十六日条、同九年十二月一日条)。萩藩が入用を全額負担した事が確認できるのは、三代吉就室長寿院以降である(『吉就公御入興諸事記録』四四三賀一一、「吉広公御入興之控」四四三賀一四、「吉広様御養子吉元様御入家記録」四六吉凶一四二、「宗広公御婚礼記録」四四三賀一七)。里付奥家老についても、元禄六年(一六九三)、長寿院付里付奥家老が家風に合わずという理由で福井藩に送り返された(『諸事少々控』三一小々控五(一一の九)のをはじめ、以後歴代正室の里付奥家老は間もなく実家へ送り返されている。七代重就が長府藩から襲封した際も、正室瑞泰院の里付奥家老が実家柳川藩に送り返された。この時「前々御郷々被付越候御裏年寄役之儀、当分者被留置、追而御折相之上者披せ申格二而直様此方二留置所勤之義無御座候」(『諸事少々控』三一小々控一一(二六の二四))とある事からも、里付奥家老を送り返す事は萩藩の家風として定着して

いたといえよう。娘については、宝心院には入輿段階で萩藩と婚家棚倉藩で分担する事になっており（「品姫様内藤紀伊守様へ御入輿一卷」四六吉凶一九五）、浄徳院へは三年間萩藩より

全額負担、以後は婚家福山藩より負担する予定であった（「類姫様松平下総守御婚礼本末控」四六吉凶一九九）。しかし宝永五年（一七〇八）から両者とも全額萩藩の負担となり（『毛利

十一代史』四卷、宝永五年三月四日条）、以後演暢院・放光院・

心涼院は全額萩藩が負担している（「幸姫様毛利讃岐守様へ御婚礼一卷」四六吉凶一九八、「寧姫様毛利主水正様卜御婚礼一件」

四六吉凶二〇三）。特に演暢院については、萩藩から八百石のほか、婚家丸岡藩より二百両が用意されたが、萩藩より付けられた奥家老松田勘兵衛は、この二百両を使わず一旦受領の上で

返すよう指示されている（『毛利十一代史』五卷、享保五年二月条）。

⑬

宗広室融法院は婚姻後二年で没したため、付女中にはほぼ実家福井藩で採用した者であった。そのため「右之通御届之儀相願候へ共、御馴染も薄く或は年若之儀ニ付願之通にも難被仰付、旁

（松平宗矩、福井藩兵部大輔江井上半右衛門人）

被差越左之通可被仰付之由御相

談被仰入候処、於御彼方様も御同意ニ被思召之由二付左之通被仰付候」（『融法院御忌記録』四六吉凶七九）と福井藩に相談の

上、萩藩より局に剃髪、年寄二人に摘髪の「御届」を許可した。

長命を保った長寿院・法林院については、実家と相談した形跡

は史料上確認できない。婚姻後に採用した女中の場合は、萩藩が一元的に管掌した可能性が高い。

⑭

瑞仙院の場合、萩藩に相談の上で薩摩藩が処理した（『瑞仙院御忌記録』四六吉凶二一〇）。瑞仙院も婚姻後四年で没したため、女中の多くは萩藩で召し抱えたものである。

⑮

五代吉元は長府藩嫡子時代に法林院と婚礼し、後に本家を嗣いだ。法林院付女中の数は、長府藩嫡子の妻であった時よりも、萩藩正室時の方が少ない（表6）。長府藩では実家岡山藩の職制に則っていたものを、萩藩の職制に沿って再編成したとみなせよう。一方、瑞仙院付女中の数が多い（表14）のは、彼女のみ薩摩藩の職制に従った結果といえる。

⑯

初代秀就・二代綱広・六代宗広の三人が正室を越前松平家一門から迎えている。三代吉就も同一門松平直矩娘と結納まで済ませていたが、天和三年（一六八三）に徳川綱吉によって覆され、長寿院と再縁した。越後騒動が関わっていると考えられる。四代吉広も同一門松江藩松平綱近娘娟光院と縁組したが、その夭逝により養心院と再縁した。その他、五代吉元嫡子宗元も同一門津山藩松平宣富娘と縁組したが、婚礼前に没した。例外は五代吉元で、これは長府藩嫡子時代に法林院と婚礼を挙げ、後に本家を嗣いだものである。

⑰

『毛利三代実録考証』（山口県史 史料編近世1下）。

⑱

『大日本古文書 毛利家文書』三卷、一一四五。

(21) 年未詳四月四日付完道元兼・井原元応・粟屋元真宛毛利輝元書

状に「其元局遠行之由不慮之儀不及是非候、裏方之事万事笑止候、姫君様御朦氣察候、此節取分長門心付簡要候」(二三譜録(龍昌院))

あ一二七)とある。このほか、寛永十二年に「江戸之御局」と称される女性が亡くなっている(「大和日記書抜」(一六叢書一

九)寛永十二年二月十二日条)が、彼女について現時点では詳細不明。

(22) 丹正前掲「十六世紀における毛利氏の「おち」のあり方」。

(23) 「公儀所日乗」(一九日記四。寛永十五年分まで『山口県史』史料編近世2』に翻刻)に頻出する。女使の事例としては、寛永

二十一年九月十九日条、正保三年八月十五日条等。

(24) 「毛利四代実録」寛永十九年七月二十六日条(『山口県史料編近世1上』)。

(25) 差出の一人に志道兵庫頭就幸がいる。彼は正保三年二月二十五日に楢杜と改称しており、それ以前である。

(26) 毛利家では寛永十八年暮から借銀ができ、正保三年の江戸・京・長崎の借銀総額は六千二百貫目に及んだ(田中誠二『萩藩財政史の研究』(塙書房、二〇一三年)五一頁)。

(27) 上臈衆は職制としての上臈ではなく、付女中を上位を中心に総称したものと考えられる。

(28) 例えば、秀就没をうけて吉川広正が千代熊への忠誠と後見を誓った起請文の宛先は、松坂と楢杜就幸(千代熊傳)である(「吉

川美濃守起請文」遠用物近世前期(二二八一)。

(29) 宮本義己「武家女性の資産相続」(『國學院雜誌』七六一七、一九七五年)、田端泰子「戦国期女性の役割分担」(同『日本中世女性史論』塙書房、一九九四年)、丹正前掲「十六世紀における毛利氏の「おち」のあり方」。

(30) 『東京大学史料編纂所所蔵 益田家文書「御用状控」』(東京大学史料編纂所研究成果報告、研究代表者田中誠二、二〇一二年)

(慶安五年)八月三日付用状。同書では「さこ」を「さと」と翻刻しているが、原本マイクロにより訂正した。女中の禄は正保二年「無給帳」による。彼女らの名は寛永十四年頃の「分限帳」(「五二給

禄一八)に見える事から、長く勤めた秀就付女中で、秀就没を契機に退職したと推定される。

(31) 奥女中の世界は、近世身分制の中で最たる「身上がり」のシステムを内包していたとされる(福田前掲「近世中期における奥向構造」)。

(32) 「江戸京大坂并他国其外方々へ之御状御奉書之控」(『東京大学史料編纂所蔵益田家文書二〇一一』五月六日付用状。(承応四年))

(33) 田端泰子は、輝元室清光院に仕えた有福の事例から、輝元時代に「女之跡職御法にて不被遣候」という原則があったとする(田端前掲「戦国期女性の役割分担」)。しかし、有福の跡目は承応元年九月二十八日時点で保留となっていることから(前掲『益田家文書「御用状控」』九月二十八日付用状)、有福の事例は輝

元時代の話ではなく、「御法」がまさに成立していく十七世紀半ばの状況を示すものといえる。

<sup>34</sup> 田中前掲『萩藩財政史の研究』一八五頁。

<sup>35</sup> 「小石君様御縁組御結納一卷」。

<sup>36</sup> 養心院上臈は柳原資廉養女、瑞仙院上臈は石山師香女という「小石君様御縁組御結納一卷」、「皆姫様松平大隅守様江御婚禮一件記録」

<sup>37</sup> 娘付局についていえば、松平義行に嫁いだ青陽院(表8)のように例外はあるものの、多くは婚姻時に乳母が局に直る形をとる。例えば浄徳院婚禮時に「御乳人を此度被成御直」局としている(「類姫様松平下総守御婚禮本末控」)。正室付局については萩藩側の史料から婚姻前の職制を知る事は困難だが、例えば融法院局に唯一剃髪が許された(注十五)のは、融芳院との密接なつながりを物語るものであろう。

<sup>38</sup> 「品姫様内藤紀伊守様へ御入興一卷」。

<sup>39</sup> 母利美和「彦根藩井伊家庶子の生活と教養形成」(村井康彦編『彦根城博物館叢書六 武家の生活と教養』サンライズ出版、二〇〇五年)、宇野田尚哉「彦根藩井伊家庶子の学問受容」(前掲『武家の生活と教養』)、大藤修「秋田藩佐竹家子女の人生儀礼と名前」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一四一、二〇〇八年)。  
<sup>40</sup> 田端泰子のいう教育面における乳母の役割の低下(『乳母の力』(吉川弘文館、二〇〇五年))は、奥向奥方の分離化に伴う教育

体制の変化と連動するものと捉えられよう。ただし田端がいうように、養君の安息所としての役割はなおも維持されたであろう。

<sup>41</sup> 「綱広公御前様御平産御祝儀事」四四三頁八。

<sup>42</sup> 「諸事少々控」三二小々控五(二二の五)。

<sup>43</sup> 時系列は記載順と逆で、形見分けが先に行われたと考えられる。ちょうどこの時期、長寿院女中重野が職を離れ、時田が加わった。また、同年の「宗広公御家督一事控」四三美目七にも法林院付中老として「つち」が確認できることから、史料中の「つろ」は誤記と考えられる。

<sup>44</sup> 元禄四年は「諸事少々控」三二小々控五(二二の五)、宝永二年は「類姫様松平下総守御婚禮本末控」、享保八年は「皆姫様松平大隅守様江御婚禮一件記録」、享保十六年は「宗広公御家督一事控」。

<sup>45</sup> 「諸事少々控」三二小々控九(二六の四)に「茂山事御表局被仰付候段元文二巳閏十一月五日於御中屋敷茂山江桂主殿申聞候、尤御扶持方五人御恩金式拾両二御恩直り被仰付候段をも同時申」にとある。  
(法林院住)  
(広保、当控)

<sup>46</sup> 本史料は津田が既に紹介しているが、【史料十二】が貼紙であることを示さず【史料四】と一括して論じており、解釈に誤りがみられる。特に「こうした規定が出されることから、逆にいえば、相続は女中のほうから願い出れば自動的に認められてい

た」とするのは、本稿の検討から分かるように成立しない。そもそもここでいう跡目相続は、女中の職禄を別の女性に譲る事ではなく、女中の禄を親族の男性に譲って家を創立する事を意味する。従って、本史料をもとに女中株を論じる事はできない。「諸事少々控」三一小々控八（五三の三二）・三一小々控九（一六の一六）。

<sup>(48)</sup> なお、正室付局に跡目相続を認めた例は確認できない。実家から召し連れられる正室付局は、正室の信頼は厚いものの、毛利家での基盤は弱体であるという背景もあろう。

<sup>(49)</sup> 本史料の一括史料に、表局の禄二十両五人扶持ほか諸手当の割増に関する書上（遠用物近世後期一四七（三八―三五、三八―三六））があることから、この「御局」は表局茂山であり、延享三年まで表立って加増されていない事が確認できる。

<sup>(50)</sup> 享保期の江戸方予算は、米建で三万四千石にも及んだという（田中前掲『萩藩財政史の研究』二〇〇頁）。

<sup>(51)</sup> 「諸事少々控」三一小々控十五（二〇の八）。近世後期の詳細については、なおも別稿を期したい。

<sup>(52)</sup> 山本博文『寛永時代』（吉川弘文館、一九八九年）、笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』（吉川弘文館、一九九三年）、藤井讓治『江戸時代の官僚制』（青木書店、一九九九年）、福田千鶴『幕藩制の秩序と御家騒動』（校倉書房、一九九九年）、三宅正浩『近世大名家の政治秩序』（校倉書房、二〇一四年）等。

<sup>(53)</sup> 例えば幕末には、町人層の女性を対象にしたと思われる「奥奉公出世双六」が出版されている（畑尚子『江戸奥女中物語』（講談社現代新書、二〇〇一年））。

<sup>(54)</sup> 乳母直りの局が厚遇され、跡目相続を許された事例としては新庄藩（柳谷慶子『近世の女性相続と介護』（吉川弘文館、二〇〇七年）一五―一九頁）、徳島藩（根津前掲『徳島藩蜂須賀家の「奥」、桑原恵「蜂須賀家臣団成立書の「乳人」「老女」関係史料について』（『徳島大学総合科学部人間社会文化研究』一五、二〇〇八年）、鳥取藩（谷口啓子『武家の女性・村の女性』（鳥取県史ブックレット、二〇一四年））等がある。基本的に十八世紀前半までであり、多くの大名家でこの時期に奥向の中心が乳母直りの局から老女に移った事を示唆する。特に鳥取藩の場合、年寄（老女）の職名は元禄十三年から登場する事、中老が側系列・役女系列両方につながる性格をもっていた事（福田前掲『近世後期における奥向構造』）、局が「御年寄中の上役」で藩主乳母が就任する事（谷口前掲『武家の女性・村の女性』）等、萩藩と共通性が指摘できる。また、久保田藩でも十八世紀前半まで正室付・娘付のトップは上臈・介添であったが、十八世紀半ばには上臈は近年設置されない「格別」の女中とみなされるようになり、介添も設けられなくなるという（高橋前掲『大名家の奥附に関する一試論』）。松江藩でも十七世紀末まで上臈・介添・局の三職制を確認できるが、十八世紀半ばまでに老女中

心の体制へ移行する（『松江市史通史編3近世I』二〇一九年）。

<sup>55</sup> 松尾美恵子「将軍家御台所近衛熙子（天英院）の立場と行動」、『歴史評論』七四七、二〇一二年。

<sup>56</sup> 拙稿「綱吉政権期の江戸城大奥」（『総合女性史研究』三〇、二〇一三年）、畑前掲『徳川政権下の大奥と奥女中』七一頁。

<sup>57</sup> 福田前掲「近世後期における奥向構造」。

<sup>58</sup> 注五十四参照。

表3 昌寿院（賀茂社司梨木永祐女、綱広継室）

元禄3（没時）③	
年寄	清見
年寄	瀧津
職制不明	13
半下	5
比丘尼	1
総計	21

表2 高寿院（福井藩47.5万石松平忠昌女、綱広室）

明暦4（入興時）②	
上臈	1
局	1
	三室
年寄	津山
手長	8
右筆	1
乳上	1
小姓	4
物師	3
次	2
末	2
茶の間	2
中居	3
半下	7
総計	37

表1 龍昌院（徳川秀忠養女、秀就室）

慶長14（入興時）①	
上臈	おいと
局	1
介添	おあこ
中臈頭	1
若女房	5
小姓	5
末	2
茶の間	2
仲居	2
半下	5
総計	25

表4 長寿院（小浜藩10.35万石酒井忠隆女、吉就室）

元禄7（夫没時）④		宝永4⑤		享保16⑥		寛延4⑦	
上臈	すま	年寄	広瀬	年寄	広瀬	老女中	茂山
	広瀬	年寄	重野	年寄	時田	老女中	瀧野
局	外山	年寄	藤江	年寄	藤江	若老	春瀬
年寄	たき野	中老	たみ	年寄	佐枝	中老	清野
年寄	清野	中老	みを	年寄	浦野	中老	らん
中老	すけ	中老	小崎	中老	ちよ	側	7
中老	つれ	中老	幾野	側	6	次	5
若女中	6	側	8	側小姓	2	末頭	1
小姓	5	次	5	次通	5	茶之間・中居	3
次年寄	1	茶間	2	中居頭	1	半下	4
こぜ	1	中居	2	茶之間・中居	3	総計	25
右筆	1	半下	4	半下	4		
次	8	総計	28	総計	27		
中居頭	1						
茶之間頭	2						
末・中居	2						
半下	3						
物師	2						
職制不明	2						
総計	41						

表5 養心院（摂家鷹司兼熙養女、吉広室）

元禄16（入興時）⑧			宝永4⑨		宝永4⑤（夫没時）		享保16⑥	
上臈	おさて	9人扶持銀1500目	上臈(三女中)	おさて	上臈	さて	年寄	若山
介添	民部卿	7人扶持金20両	介添(三女中)	廣野		尾上	年寄	戸沢
局	1	7人扶持金20両	局(三女中)	尾上		智仙院(廣野)	中老(年寄)	松岡
年寄	中津	4人扶持金10両	年寄	岩井	年寄	岩井	中老	すま
中老	おもよ	4人扶持500目	年寄	高崎	年寄	高崎	中老	民
中老	おしほ	4人扶持500目	中老	かゐ	中老	くゐ(かゐカ)	側	6
納戸	2	3人扶持金7両	中老	へん	中老	へん	次通	7
手長	7	3人扶持金7両	中老	たく	中老	たく	中居格	3
小姓	5	3人扶持金7両	中老並表使	2	中老	知せう	半下	3
表使	2	3人扶持金7両	手長小姓	9	手長	6	総計	24
右筆	2	3人扶持金7両	右筆・物師	5	同並	2		
縫物師	2	3人扶持金7両	次小姓～末頭	11	右筆	2		
こぜ	1	3人扶持金7両	茶之間・中居	5	物師	3		
小姓	5	2人扶持金5両	半下	5	次小姓	3		
次小姓	2	2人扶持金5両	総計	45	同並	4		
おとりこ	2	2人扶持金5両			末	1		
末頭	1	2人扶持金5両			茶間	2		
茶之間	2	2人扶持銀200目			中居	2		
末	2	2人扶持金3両			半下	5		
中居	2	2人扶持銀3両			総計	39		
半下	5	1人扶持銀100目						
総計	48							

表6 法林院 (岡山藩31.25万石池田綱政女、吉元室)

宝永4⑤(夫相続時)		享保8⑩		享保16 (夫没時) ⑥		寛延4⑦		宝暦11 (没時) ⑪	
介添	村岡	年寄	相坂	年寄	相坂	老女中	野沢	老女中	野沢
上臈	1	年寄	鳴尾	年寄	鳴尾	老女中	磯野	老女中	磯野
年寄	豊嶋	中老	飛鳥	年寄	沢井	老女中	浅野	老女中	浦路
年寄	野沢	中老	つち	中老	飛鳥	中老	浦路	中老	須磨野
年寄	沢多	側	9	中老	つち	中老	須磨野	中老	歌野
中老	れつ	表使	2	側	7	側	11	側	9
傍衆	10	次	10	側小姓	2	次	7	見小姓	2
小姓	6	中居	1	表使側格	2	祐筆	2	表使	2
次年寄	3	茶之間・半下	5	御次通	12	末頭	1	次小姓	9
次日通	2	総計	31	次格末頭	1	中居	3	次格末頭	1
次	8			中居	2	末	4	中居	3
次小姓	2			半下・茶之間	5	総計	33	末	3
末頭	1			総計	36			総計	34
中居	2								
茶間	2								
半下	5								
総計	47								

表8 青陽院  
(尾張藩部屋住松平義行室、網広女)

延宝元 (入興時) ⑭		
後見	おなあ	8人扶持50石
上臈	1	7人扶持40石
局	1	7人扶持35石
	8	4人扶持17石~5人扶持23石
右筆	1	4人扶持17石
表使	2	4人扶持18石
小姓	3	3人扶持15石
	3	3人扶持10石~3人扶持13石
物師	3	3人扶持10石
末	2	2人扶持8石
茶之間	2	2人扶持7石
中居	2	2人扶持7石
半下	7	1人扶持金2兩
総計	36	※後見・上臈・局は婚家より付

表7 融芳院 (福井藩30万石松平宗昌女、宗広室)

元文3 (入興時) ⑫			元文5 (没時) ⑬	
介添	園崎	6人扶持金30兩	介添	園崎
局(年寄)	1	5人扶持金25兩	局	1
年寄	瀧井	5人扶持金20兩	年寄	三室
年寄	三室	5人扶持金20兩	年寄	玉置
中老	玉置	5人扶持金20兩	中臈	藤江
中老	そね	4人扶持金13兩	表使	1
表使	1	4人扶持金13兩	若女中	9
若女中	9	3人扶持金10兩2歩	小姓	2
小姓	3	3人扶持金10兩2歩	物師	1
物師	2	3人扶持金8兩	次頭	1
次頭	1	3人扶持金6兩2歩	次	7
次	8	2人扶持金6兩2歩	末頭	1
茶之間	2	2人扶持金5兩1歩	茶之間	1
中居	2	2人扶持金4兩	中居	2
半下	5	1人半扶持金3兩1歩	半下	5
総計	39		総計	35

表9 宝心院（棚倉藩5万石内藤弑信室、網広女）

貞享2（入興時）⑮			元禄7④		宝永4⑤	
上臈	おつま	7人扶持銀1300目	上臈	つま	上臈	つま
局	1	7人扶持銀1000目	局	1	局	1
年寄	まさの	3人扶持銀516目		きしの		岸野
年寄	とさわ	3人扶持銀480目		せのを	年寄	町野
年寄	ひろせ	3人扶持銀480目		村井	年寄	磯野
中老	ゑん	4人扶持銀510目	中老	なるみ	中老	鳴海
中老	ちか	2人扶持銀420目	中老	ふか	中老	織江
中老	村井	2人扶持銀720目	小姓通	13	中老	野川
御さし	1	3人扶持銀480目	仕事師	7	中老	たき
手長	3	2人扶持銀420目～3人扶持銀420目	茶之間・末	7	側	11
小姓	3	2人扶持銀420目～3人扶持銀420目	半下	5	次	12
表使	2	3人扶持銀420目	総計	39	茶間	2
右筆	1	3人扶持銀420目			中居	2
次	1	2人扶持銀290目			半下	5
物師	2	3人扶持銀420目			総計	41
末	1	2人扶持銀205目				
茶之間	1	2人扶持銀180目				
中居	1	2人扶持銀180目				
半下	3	1人扶持銀100目				
総計	27					

表10 坤徳院（大野<sup>陪臣</sup>毛利就豊室、網広女）

貞享2（6才）⑮		元禄4（縁組時）⑯			元禄11（入興時）⑰	
職制不明	3	御乳人	1	7人扶持銀650目	局	1
乳持	1	職制不明	5	2人扶持銀300目～5人扶持銀600目		久野
半下	1	中居	1	扶持2人銀250目	中老	いち
総計	5	半下	2	扶持1人銀160目	中老	いさ
		総計	9		中老	げん
					並女郎衆	7
					次	1
					中居	2
					半下	3
					総計	18

表11 放光院（長府藩<sup>支藩</sup>毛利匡広室、網広女）

貞享2（3才）⑮		元禄4（9才）⑯		元禄6（入興時）⑰		
職制不明	3	御乳人	1	局	1	5人扶持銀600目
乳持	1	御年寄	清見	年寄	清見	4人扶持銀500目
半下	1		おこり	年寄	津山	
総計	5		おくる	中老通	こり	2人扶持銀400目
		小姓	2	中老通	くる	2人扶持銀400目
		右筆	1	中老通	いつ野	
		次衆	1	小姓通	6	
		半下	2	右筆	1	
		総計	10	仕事師	2	
				御次小姓通	3	
				茶之間	1	
				中居	2	
				半下	4	
				総計	25	

表12 浄徳院（福山藩10万石松平忠雅室、綱広女）

元禄4（5才）⑱		宝永2（入興時）⑳			宝永4⑤		享保16⑥	
御乳人	おにし	上藤	おうめ	7人扶持金20両	上藤	1	年寄	瀧井
	おてる	局	1	7人扶持銀1000目	局	1	年寄	春尾
小姓	1	局並	瀧井	5人扶持銀800目		瀧井	年寄	須磨野
次衆	1	年寄	葉山	4人扶持金10両	中老	ゑん	中老	津川
乳持	1	中藤	おえん	3人扶持金7両	中老	かや	中老	瀬川
半下	2	中藤	おゆり	3人扶持金8両	小姓通	10	側	11
総計	7	中藤	おかや	3人扶持金7両	次	10	次通	8
		中藤	おあき	3人扶持金8両	茶間	2	末頭	1
		手長	4	2人扶持金5両～3人扶持金6両	中居	2	茶之間・中居	4
		小姓	2	2人扶持銀300目～3人扶持金6両	半下	5	半下	5
		贅女	1	3人扶持金6両	総計	34	総計	34
		次年寄	1	3人扶持金6両				
		右筆	1	2人扶持金7両				
		次	1	2人扶持金5両				
		物師	2	2人扶持金6両				
		次小姓	2	2人扶持金4両				
		末頭	1	2人扶持銀200目				
		茶之間	2	2人扶持銀150目				
		中居	2	2人扶持銀150目				
		半下	4	1人扶持銀100目				
		総計	31					

表13 演暢院（丸岡藩5万石有馬一準室、吉広養女）

享保5（入興時）㉑			享保16⑥		寛延4（夫隠居後）㉒	
局（三女中）	1	6人扶持金14両	年寄	清橋	老女中	清橋
年寄（三女中）	清橋	4人扶持金10両	年寄	浦津	老女中	浦津
年寄（三女中）	菊枝	4人扶持金10両	中老年寄並	梅田	老女中	梅多
中老	まち	3人扶持金7両	中老	瀧尾	中老	志賀崎
中老	しつ	3人扶持金7両	側	8	中老	よも
中老	かせ	3人扶持金7両	次通・末頭	6	側	11
側	6	3人扶持金5両3歩	中居	4	次・末頭	7
表使	1	3人扶持金5両3歩	半下	3	中居	5
次	4	2人扶持金5両	総計	25	半下	6
末頭	1	2人扶持金5両		※子付含	総計	34
茶之間	2	2人扶持金3両				※子付含
中居	1	1人扶持金2両2歩				
半下	4	1人扶持金2両				
総計	25					

表14 瑞仙院（薩摩藩72.9万石島津継豊室、吉元女）

享保8（入興時）⑩			享保12（没時）⑫	
上臈（三女中）	さよ	9人扶持金20両	上臈	さよ
介添（三女中）	塩小路	7人扶持金16両	介添	塩小路
局（三女中）	1	7人扶持金16両	局	1
年寄	竹井	5人扶持金15両	年寄	竹井
年寄	今城	5人扶持金15両	年寄	今城
中老	つれ	3人扶持金10両	年寄	幾田
中老	とよ	3人扶持金10両	中老	とよ
側	7	2人扶持金7両	中老	てよ
小姓	2	2人扶持金6両	側	8
側警女	1	2人扶持金8両	警女※	1
表使	2	2人扶持金7両	小姓	4
右筆	2	2人扶持金6両	表使	2
次	8	2人扶持金5両	右筆	3
次小姓	2	1人扶持金4両	次	19
末頭	1	2人扶持金4両	職制不明	2
中居	2	1人扶持金2両2歩	かん所	8
茶之間	2	1人扶持金2両	総計	55
半下	5	1人扶持金2両	※警女は側に含まれる可能性もある	
総計	41			

表15 心涼院（長府藩支藩毛利師就室、吉元女）

享保16（17才）⑥		享保17（入興時）⑬		寛延4（夫没後）⑦		宝暦7（没時）⑭	
御守	いつ	局	1	局（老女中）	1	老女中	松嶋
御守	つれ		葉山	老女中	幾野	老女中	三保野
側	4		幾野	老女中	松嶋	中老（老女中）	多沢
台子ノ間	1	中老	やさ	中老	三保乃	中老	八塩
中居	1	中老	しほ	中老	瀬崎	職制不明	8
半下	2	中老	ゑつ	中老	田沢	表使	1
総計	10	側	5	側	8	次	8
		側（児小姓）	3	児小姓	2	末頭	1
		表使	1	次	7	中居・末	5
		次	3	中居	3	総計	27
		末頭（次）	1	半下	3	※この外、現役でない女中として幾野（隠居）・瀬崎（休息）がいる	
		末頭	1	総計	29		
		中居	1				
		茶之間	1				
		半下	3				
		総計	25				

表16 宗広付女中

寛延4②⑤ (江戸、没時)		寛延4②⑤ (国元、没時)	
老女中	岡野	表局	茂山
中老	久米路		戸名瀬
表使	1	側	4
側	4	縫物女中	4
次	5	表使	1
次格	1	次小姓	3
中居	1	末頭	1
半下	3	中居	2
総計	17	半下	3
		総計	20

表1～表16 典拠史料

①『毛利家文書』四、1451・1452、②御祝言一卷 44三賀6、③諸事少々控 元禄三午昌寿院様御死去已後被召仕候女中之儀ニ江戸ノ申来候一卷之事、④吉広公御家督一事 43美目5、⑤吉元公御家督一事 43美目6、⑥宗広公御家督一事控 43美目7、⑦重就公御家督一事記録 43美目8、⑧吉広公御入輿之控 44三賀14、⑨小石君御月見諸控 43美目72、⑩皆姫様吉元公長女松平大隅守様江御婚礼一件記録 46吉凶202、⑪法林院御忌記録 46吉凶77、⑫宗広公御婚礼記録 44三賀17、⑬融芳院様御忌記録 46吉凶79、⑭吉姫様松平摂津守様江御縁組事 46吉凶194、⑮品姫様内藤紀伊守様へ御入輿一卷 46吉凶195、⑯勘姫様綱広公五女を毛利阿波養娘ニ被遣候諸事控付御縁組之事 46吉凶196、⑰於勘様御婚礼一卷 46吉凶197、⑱諸事少々控 九月廿三日おさち御姫様・おるゐ御姫様麻布御下屋敷ノ御上屋敷江御移徙之事、⑲幸姫様毛利讃岐守様へ御婚礼一卷 46吉凶198、⑳類姫様松平下総守御婚礼本末控 46吉凶199、㉑秀姫様吉広公養女有馬様江御婚礼記録 46吉凶201、㉒瑞仙院様御忌記録 46吉凶110、㉓寧姫様吉元公二女毛利主水正様御婚礼一件 46吉凶203、㉔心凉院御忌記録 46吉凶111、㉕観光院殿御逝去一件 46吉凶50